

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和元年5月20日提出

清水町長 阿部 一男

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成31年4月19日

清水町長 阿 部 一 男

平成31年2月12日発生の公用車（スクールバス・帯広200は227）の事故による損害賠償の額を、次のとおり確定する。

1 損害賠償の額 45,320円

2 賠償の相手方

3 和解の内容 和解により当方の過失割合20%相当額を賠償するものとし、これ以外には、相手方は今後一切の請求、異議申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。